

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公開番号】特開2019-187429(P2019-187429A)

【公開日】令和1年10月31日(2019.10.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-044

【出願番号】特願2019-113661(P2019-113661)

【国際特許分類】

C 1 2 N	5/0789	(2010.01)
A 6 1 K	35/28	(2015.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/02	(2006.01)
A 6 1 P	7/06	(2006.01)
C 1 2 Q	1/68	(2018.01)

【F I】

C 1 2 N	5/0789
A 6 1 K	35/28
A 6 1 P	7/00
A 6 1 P	9/10
A 6 1 P	35/00
A 6 1 P	35/02
A 6 1 P	7/06
C 1 2 Q	1/68

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月19日(2019.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対照造血幹細胞または造血前駆細胞の基本CXCRL4遺伝子発現と比較して少なくとも30倍高いCXCRL4遺伝子発現を有する、ヒト造血幹細胞または造血前駆細胞。

【請求項2】

前記造血幹細胞または造血前駆細胞が、基本CXCRL4遺伝子発現と比較して少なくとも40倍、50倍、60倍、70倍、または80倍高いCXCRL4遺伝子発現を有する、請求項1に記載のヒト造血幹細胞または造血前駆細胞。

【請求項3】

前記造血幹細胞および造血前駆細胞が、造血幹細胞および造血前駆細胞の集団である、請求項1に記載のヒト造血幹細胞または造血前駆細胞。

【請求項4】

前記集団が、

(a) (i) 0.1%、0.5%、1%、2%、5%、10%、15%、20%、25%、もしくは30%の造血幹細胞または造血前駆細胞、または(ii) 1%~3%、70%~80%、もしくは95%~100%の造血幹細胞または造血前駆細胞；あるいは

(b) (i) 0 . 10 % 未満、0 . 50 % 未満、1 . 0 % 未満、3 % 未満、5 % 未満、10 % 未満、15 % 未満、20 % 未満、または30 % 未満の CD34<sup>+</sup> 細胞、(ii) 少なくとも 0 . 01 % でかつ 50 % 以下の CD34<sup>+</sup> 細胞、あるいは (iii) 少なくとも 1 % の CD34<sup>+</sup> 細胞、少なくとも 3 % の CD34<sup>+</sup> 細胞、少なくとも 5 % の CD34<sup>+</sup> 細胞、少なくとも 90 % の CD34<sup>+</sup> 細胞または少なくとも 95 % の CD34<sup>+</sup> 細胞を含む、請求項 3 に記載のヒト造血幹細胞または造血前駆細胞。

**【請求項 5】**

前記細胞が、投与を必要とするヒト被験体へ投与準備済みである、請求項 3 または 4 に記載のヒト造血幹細胞または造血前駆細胞。

**【請求項 6】**

前記造血幹細胞または造血前駆細胞が、治療用組成物の構成成分である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載のヒト造血幹細胞または造血前駆細胞。

**【請求項 7】**

骨髓、臍帯血、動員された末梢血、ホウォートンゼリー、胎盤、胎児血、または人工多能性幹細胞 (iPSC) から得られたものである、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のヒト造血幹細胞または造血前駆細胞。

**【請求項 8】**

ヒト被験体における細胞治療のための、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の細胞を含む組成物。

**【請求項 9】**

免疫学的障害または疾患の処置のための、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の細胞を含む組成物。

**【請求項 10】**

前記被験体が、乳がん、卵巣がん、脳がん、前立腺がん、肺がん、結腸がん、皮膚がん、肝がん、膵がん、または肉腫を有する、請求項 8 に記載の組成物。

**【請求項 11】**

前記被験体が、骨髄破壊または骨髄非破壊化学療法または放射線療法を受けている、請求項 8 に記載の組成物。

**【請求項 12】**

前記被験体が骨髄ドナーである、請求項 8 に記載の組成物。

**【請求項 13】**

急性冠状動脈症候群、急性肺傷害 (ALI)、急性心筋梗塞 (AMI)、急性呼吸窮迫症候群 (ARDS)、動脈閉塞性疾患、動脈硬化症、関節軟骨欠損、無菌性全身性炎症、アテローム硬化性心血管疾患、自己免疫疾患、骨折、脳浮腫、脳低灌流、バージャー病、熱傷、がん、心血管疾患、軟骨損傷、脳梗塞、脳虚血、脳卒中、脳血管疾患、化学療法誘発性ニューロパチー、慢性感染、慢性腸間膜虚血、跛行、うつ血性心不全、結合組織損傷、挫傷、冠動脈疾患 (CAD)、重症肢虚血 (CLI)、クローン病、深部静脈血栓症、深部創傷、潰瘍治癒の遅延、創傷治癒の遅延、I型糖尿病、II型糖尿病、糖尿病性ニューロパチー、糖尿病誘発性虚血、播種性血管内凝固 (DIC)、塞栓性脳虚血、移植片対宿主病、凍傷、遺伝性出血性毛細血管拡張症、高酸素傷害、低酸素症、炎症、炎症性腸疾患、炎症性疾患、傷害を受けた腱、間欠性跛行、腸管虚血、虚血、虚血性脳疾患、虚血性心疾患、虚血性末梢血管疾患、虚血胎盤、虚血性腎疾患、虚血性血管疾患、虚血再灌流傷害、裂傷、左主冠状動脈疾患、肢虚血、下肢虚血、心筋梗塞、心筋虚血、臓器虚血、変形性関節症、骨粗鬆症、骨肉腫、パーキンソン病、末梢動脈性疾患 (PAD)、末梢動脈疾患、末梢性虚血、末梢性ニューロパチー、末梢血管疾患、前がん、肺水腫、肺塞栓症、リモデリング障害、腎臓虚血、網膜虚血、網膜症、敗血症、皮膚潰瘍、実質臓器移植、脊髄傷害、卒中、軟骨下骨囊胞、血栓症、血栓性脳虚血、組織虚血、一過性脳虚血発作 (TIA)、外傷性脳傷害、潰瘍性大腸炎、腎臓の血管疾患、血管の炎症性の状態、フォンヒッペル・リンダウ症候群、または組織もしくは臓器の創傷の処置のための、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の細胞を含む組成物。